

ジェネリック医薬品使用割合(新指標)の算定誤りについて

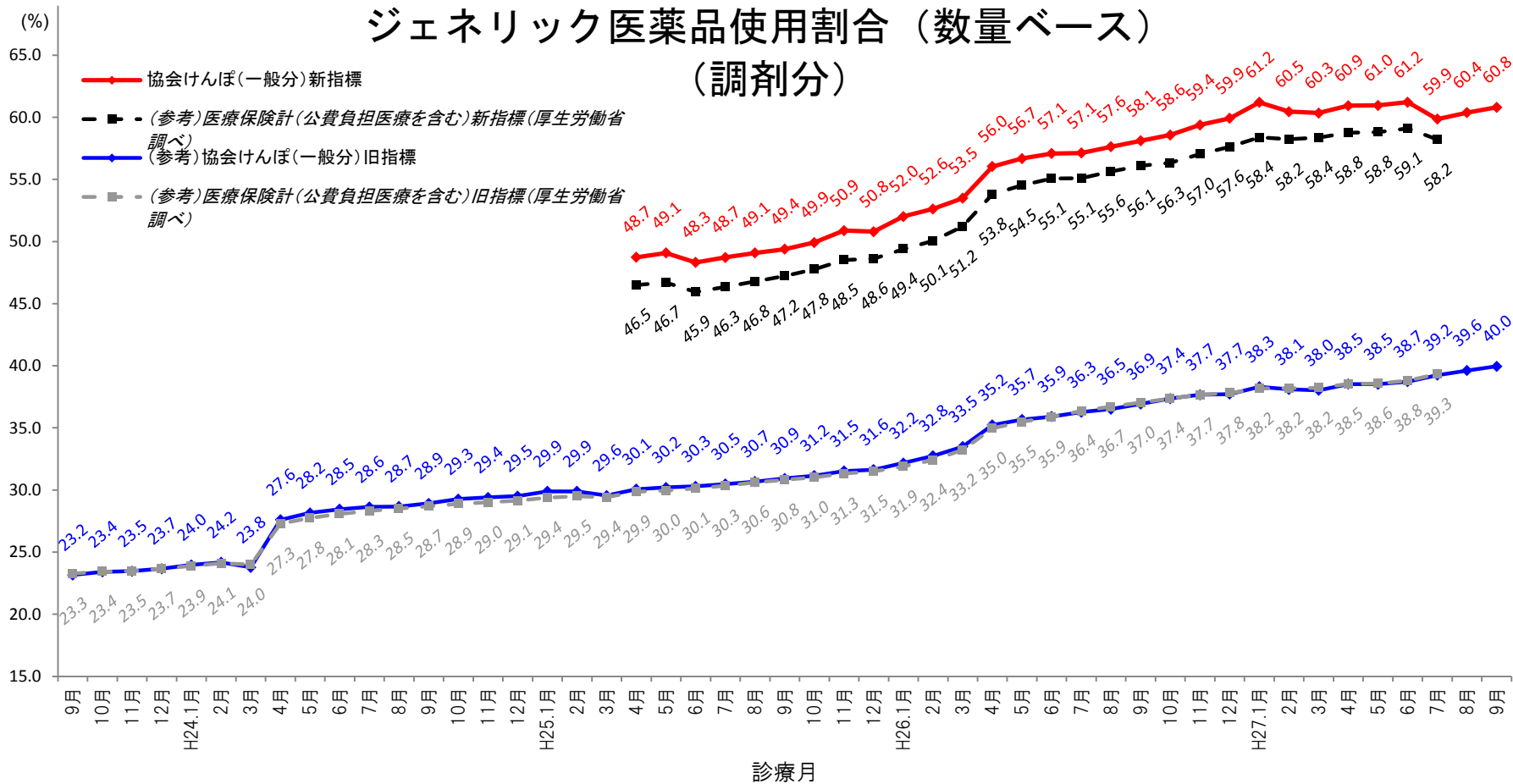
- 平成26年度及び平成27年度のジェネリック医薬品使用割合(新指標・数量ベース)(調剤分)について、算定誤りにより以下のとおり訂正します。

(正しい推移表、推移表の正誤については別紙1、2)

対象年月		(正)	(誤)	差(正-誤)
26年度	7月	57.1%	57.6%	△0.5%
	8月	57.6%	58.1%	△0.5%
	9月	58.1%	58.5%	△0.4%
	10月	58.6%	59.3%	△0.7%
	11月	59.4%	60.1%	△0.6%
	1月	61.2%	61.3%	△0.1%
	3月	60.3%	60.4%	△0.1%
27年度	7月	59.9%	61.7%	△1.8%
	8月	60.4%	62.2%	△1.8%

- 協会ホームページに掲載している統計については、平成28年1月22日に本算定誤りを訂正後の数値に差し替え済みです。
- 平成26年度事業報告書に記載されている数値及び図についても、今後、修正等の必要な手続きを進めていきます。

ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース） （調剤分）



注1. 協会けんぽ(一般分)の調剤レセプト(電子レセプトに限る)について集計したもの(算定ベース)。
 注2. 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
 注3. 「新指標」は、 $\frac{\text{後発医薬品の数量}}{[\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}]}$ で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。
 注4. 「旧指標」とは、平成24年度までの後発医薬品割合(数量ベース)の算出方法をいう。旧指標による算出では、平成22年4月以降は、経腸成分栄養剤、特殊ミルク製剤を除外し、平成24年4月以降は、経腸成分栄養剤、特殊ミルク製剤、生薬及び漢方製剤を除外している。
 注5. 医療保険計(公費負担医療を含む)は、厚生労働省調べ。
 注6. 後発医薬品の収載月には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると、算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、新指標による後発医薬品割合が低くなることもある。
 ※ 平成26年7~11月及び平成27年1月、3月、7月、8月分の数値については算定誤り訂正後の数値である。

ジェネリック医薬品使用割合（新指標・数量ベース） （修正前後の比較）

